

■景観審議会の開催基準

案件審査会	諮問	市長出席	立川市景観条例で「景観審議会の意見を聴かなければならない」としているもの		
			第7条	景観計画の策定及び変更	
			第8条	景観形成ガイドラインの策定及び変更	
			第9条	景観形成地区の設定	
			第16条	勧告、公表	
			第17条	変更命令	
			第18条	景観重要建造物の指定、変更許可、管理に関する命令又は勧告、指定解除	
			第20条	景観重要樹木の指定、伐採又は移植の許可、管理に関する命令又は勧告、指定解除	
			第23条	景観協定の締結、変更及び廃止の認可	
			第24条	「たちかわ景観資産及びたちかわ景観眺望点の認定	
意見聴取	副市長出席	立川市景観条例で「景観審議会の意見を聴くことができる（聴くものとする）」としているもの			
		第6条	東京都又は近隣市との協議		
		第11条	行為の届出に関する事項	対象となる届出：公共施設で景観的課題があると判断するもの	
		第15条	事前協議における指導又は助言	対象となる事前協議：下記に該当するもの	
			大規模建築物等	かつ	・地区計画区域であるもの (地区計画の策定が計画されているものを含む)
			・高さ30m以上のもの		・環境影響評価法に規定する準備書の対象のもの
			・延べ面積10,000㎡以上のもの		・東京都環境影響評価条例に規定する評価書の対象のもの
			・事業区域面積10,000㎡以上のもの		・景観的課題があると判断するもの
			・集合住宅で100戸以上のもの		
		第25条	表彰		
立川市景観計画で「景観審議会の意見を聴取した上で～」としているもの					
対象となるもの：色彩基準において下記①～③の適用を受けるもの（別表4-4-1）					
①	地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合や石材などの地域固有の自然素材を使用する場合については、景観審議会の意見を聴取した上で、これを尊重する。				
②	その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。				
③	工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同様にする。ただし他の法令で使用される色彩が定められているものについてはこの限りでない。また、橋りょう等で地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他の良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。				

案件説明会	案件説明	部長出席	案件審査会（景観審議会）に諮問予定のもの	必須
			案件審査会（景観審議会）に意見聴取予定のもの	必要に応じて
	その他	部長出席	上記以外で特に必要と思われるもの	

### ■景観審議会の流れ

		前	後
案件審査会Ⅱ景観審議会	諮問		<ul style="list-style-type: none"> <li>承認された場合はそのまま</li> <li>未承認の場合は再度諮問</li> </ul>
	意見聴取	必要に応じて 	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認された場合はそのまま</li> <li>未承認の場合は再度意見聴取</li> </ul>
案件説明会	案件説明	上記以外で形式は無く、1回で完結するものとする。	
	その他		